

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内用圧縮空気系海水熱交換器建屋地下1階圧縮空気供給弁(末端弁)において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系原子炉建屋給気エアフィルター室の2箇所の入口扉において、ドアノブの爪(ラッチボルト)が外側に出ず、扉が完全に閉止出来ない状態であることが認められたため、当該扉を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	換気空調系タービン建屋給気エアフィルター室の2箇所の入口扉において、扉枠の腐食により完全に閉止出来ない状態であることが認められたため、当該扉を点検・修理。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋5階ランドリーセンター洗濯脱水機(A)において、自動モードにて運転中、規定レベルで給水が自動停止せず、洗濯物投入扉より水漏れ(約4.5リットル、汚染無し)が認められたため、当該水漏れ発生の原因調査・対策検討。	GⅢ	
5	その他	事務本館情報棟1階、連絡通路扉(右側)において、台車通過時に台車の前方が扉ガラスに接触しガラスが破損したため、当該扉ガラスを交換。	対象外	